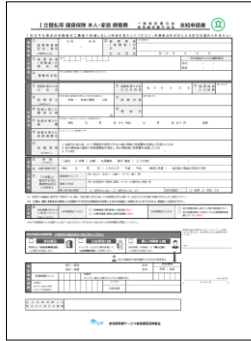


I 立替払等 健康保険 本人・家族 療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金 支給申請書 申請の手引き

STEP① TJKホームページから申請書を印刷する



- ・申請書は「計1枚」です。
- ・「A4サイズ」で印刷してください(B5など他の用紙サイズは不可)。
- ・黒ボールペンでご記入ください(文字の消せるペンや鉛筆は不可)。
- ・コピーでは申請できません。原本をご提出ください。
- ・申請書は被保険者ご自身がご記入ください。
- ・申請書は下記から印刷しご使用ください。

TJKホームページ>健康保険>健康保険の手続き>病気やケガをした>医療費を立て替え払いしたとき>マイナ保険証等を持たずに医療機関を受診したとき、TJK加入前の健康保険を使用したとき>1.手続き方法> I 立替払等 健康保険 本人家族 療養費一部負担還元金 家族療養費付加金 支給申請書

STEP② 添付書類を用意する(※1)

<p>■当組合に加入後、マイナ保険証が使用できない等の理由で医療費を全額自己負担したとき</p>	<p>・申請する全ての医療機関、調剤薬局の領収書(原本) ・申請する全ての医療機関の診療明細書(薬局は調剤明細書)(原本)(※2)</p>
<p>■他の保険者の資格で医療機関等を受診し、他の保険者に医療費を返還したとき</p>	<p>・他の健康保険に返金した際の領収書(原本) ・他の健康保険から発行された診療報酬明細書(レセプト)(原本)(※3)</p>
<p>■原因が第三者の行為による場合</p>	<p>・第三者行為による傷病届(※4)</p>
<p>■氏名変更等でTJKの登録氏名と口座名義が異なる場合</p>	<p>・マイナンバーカード、運転免許証などの両面コピー(変更前後の氏名が記載された面)</p>

- ※1 ・添付書類はコピーでは手続できません。必ず原本を提出してください。
 ・提出いただいた添付書類等は返却できません。
 ・自治体等の手続きで領収書が必要な場合は事前にごコピーをお取りください。原本が必要な場合は領収書の原本証明書を交付しますので当組合HPから「証明書等交付依頼書」を印刷し、記入のうえ同封してください。
 ・申請書は「受診者別、月別、医療機関別、入院・外来・歯科別」で別々に作成してください。ただし医療機関等から処方箋が交付され同月に調剤薬局を利用した場合は「外来と調剤」を1枚で作成してください。
 「他の保険者に医療費を返還した」ことを理由に申請する方は返還した際の明細を参考に作成してください。
- ※2 ・医療機関の窓口で会計時に渡される診療明細書(薬局は調剤明細書)の原本を提出してください。
 ・診療報酬明細書(レセプト)または当組合HPから「領収(診療)明細書」を印刷し、医療機関から証明を受けたものでも代用できます。
- ※3 ・他の健康保険から診療報酬明細書(レセプト)の発行を受けてください。なお、診療報酬明細書(レセプト)は封緘されています。開封せずに封筒のまま提出してください。診療報酬明細書(レセプト)の入手方法については他の健康保険に確認してください。
- ※4 ・交通事故、暴行・傷害など第三者の行為による病気やケガの場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。「第三者行為による傷病届」はホームページからダウンロードできません。相談室にて状況を持った後に、対象の方へご郵送します。

STEP③**TJKに提出する**

提出先

〒102-8017
東京都千代田区富士見1-12-8 TJKプラザ

東京都情報サービス産業健康組合
給付グループ 御中

STEP④**給付金のお振込**

TJKで申請書を受付後、約2～3週間後にお振込みします。




- ・振込日は毎月10日、20日、末日です。
- ・振込日が土日祝日の場合は前日の平日に振込みます。年末最終振込日については別途指定します。
- ・いかなる事情があっても予め当組合で定めた日以外の振込みは行いません。
- ・給付額等については電話回答いたしません。「給付金支給決定通知書」をご確認ください。
- ・給付金の着金日は金融機関により数日間の誤差が生じます。通知書に記載された振込日以降、数日中の着金となります。
- ・通知書は会社振込の場合は会社へデータ配信しますので会社からお受取りください。個人振込の場合はご自宅へ郵送します。
- ・通知書は大切に保管してください。再発行には数週間お時間をいただきます。
- ・記入不備や添付書類不足、医療機関等へ書面照会を行う場合は上記よりお時間がかかる場合があります。

記入上の注意事項

・被保険者(申請者)の記入欄は、**被保険者(申請者)以外の方(事務担当者を含む)が訂正することはできません。**
訂正する場合は被保険者(申請者)が二重線を引き、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。被保険者(申請者)による訂正であるか確認が必要なときは電話照会する場合があります。

①被保険者等記号・番号	<p>当組合に加入している被保険者の健康保険の記号・番号をご記入ください。枝番は記入不要です。記号・番号はマイナポータル「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」でご確認ください。「資格確認書」をお持ちの方は表面に記載があります。</p> <p>※「資格情報のお知らせ」とは ・当組合HPからご自身で印刷したものか、資格取得時に当組合から会社経由で郵送された通知書です。(令和6年10月10日迄に資格取得した方はHPからの印刷となります)</p>
②被保険者(申請者)の氏名	被保険者(申請者)の氏名を記入 ※必ず被保険者本人として当組合に加入している方を記入(×被扶養者)
③被保険者(申請者)の現住所、電話番号	申請者の現住所を記入 審査上、確認事項があるときは電話連絡する場合があります。 必ず繋がる電話番号をご記入ください。
④事業所名称	被保険者が勤務している事業所名称を記入(任意継続の方は「任意継続被保険者」と記入)
⑤⑥⑦診療を受けた方の氏名、生年月日、被保険者との続柄	診療を受けた方の氏名、生年月日を記入。続柄は本人(被保険者)の場合は「本人」、家族(被扶養者)の場合は「妻」「長男」等とご記入ください。
⑧診療区分	該当に○を記入。外来受診で処方箋を交付され調剤薬局を利用した方は「外来と調剤」に○を記入
⑨診療内容	診察、検査、投薬、手術などを分かる範囲で記入
⑩診療に要した費用の額	申請理由「1」の方は医療機関等の窓口で全額自己負担した額を記入 申請理由「2」の方は他の健康保険に返金した額を記入 「3 その他」を選択した方は「1」または「2」いずれか当てはまるほうの金額を記入
⑪傷病名	診療を受けた際の傷病名を分かる範囲で記入
⑫診療を受けた期間	月をまたいで記入することはできません。申請は「受診者別、月別、医療機関別、入院・外来・歯科別」です。「他の保険者に医療費を返還した」ことを理由に申請する方は、返還した際の明細を参考に記入してください。
⑬⑭原因、発病・負傷年月日	未記入では内容審査ができません。いずれかを選択し記入してください。
⑯「2.外傷」に該当する方は具体的な状況と☑を記入	<p>外傷で申請する場合、健康保険の対象であるか確認します。必ずご記入ください。自損は申請対象です。交通事故、暴行・傷害など第三者の行為による場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。</p> <p>※第三者行為相談室とは ・TJKが委託する㈱オークスにより運営される交通事故等の専用ダイヤルです。 ・内容により㈱オークスから「TJKへ連絡」するよう依頼される場合がありますのでご了承ください。</p>

■給付金振込先選択欄

 会社振込	在職中の方は、会社経由での給付金の受け取りにご協力いただいております。「会社振込」に☑を入れてください。
 公金受取口座	マイナポータル等で、ご自身で事前登録済の「公金受取口座」を利用する方はこちらに☑を入れてください。(口座情報の反映には数日を要します。また代理人口座へ振込む場合は、公金受取口座は利用できません) ※当組合に事前にマイナナンバーを届け出していない場合、こちらは選択できません。
 個人(申請者)口座	退職者等で公金受取口座を利用せず、個人(申請者)口座での受取りとするときは「個人(申請者)口座」に☑を入れ「支払金融機関」を記入してください。 ※口座番号や名義は判読できるような楷書でご記入ください。口座番号の記入誤りや、口座名義が金融機関への登録情報と異なるなど正確でない場合、給付金を振込むことができません。

〔事業所・被保険者(申請者)以外の代理人口座への振込を希望するとき〕

「給付金振込先選択欄」は記入不要です。「代理人口座への振込委任状」をホームページから印刷し添付書類と一緒に提出してください。

1 立替払等 健康保険 本人・家族 療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金 支給申請書の支給要件等について

制度について

療養費とは

健康保険では、医療機関の窓口でマイナ保険証等を提示し保険診療を受けるのが原則ですが、やむを得ない事情によりマイナ保険証等を提示できなかった場合は、かかった医療費の全額を立替払し、あとで療養費として当組合に申請することができます。
なお、療養費は当組合が療養の給付を受けることが困難である、またはやむを得ないと認めた場合に支給されます。

また、当組合で資格取得後、誤って他の健康保険を使用して医療機関等を受診した場合は後日、他の健康保険から医療費が請求されます。医療費の返還が完了した後、当組合に療養費として申請することができます。

支給額

健康保険の給付の範囲内で算定した額の7割または8割

※小学校就学前の乳幼児は8割、70歳から74歳の方は8割(一定以上所得者は7割)。詳細は当組合HP「保険給付について」参照。

なお、健康保険の給付の範囲内で算定した額のうち、療養費として支給される額を除く自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は高額療養費が支給されます。また、自己負担額が20,000円を超える場合は当組合独自の給付金として被保険者は一部負担還元金、被扶養者は家族療養費付加金が上乗せ支給されます(ただし国や自治体から医療費助成を受けられる方を除く。100円未満切捨て、1,000円未満不支給)。

支給が認められない主なケース

健康保険対象外の医療費は療養費として申請することはできません。

- ・工作中、通勤・退勤途中の病気やケガ (※)
- ・病気とみなされないもの(美容整形、自然分娩の出産費用など)
- ・治療のためではないもの(歯列矯正、インプラント、高価な歯科材料費など)
- ・給付制限に該当するもの
- ・保険診療外のもの(文書料、差額ベッド代、食事の標準負担額など)

- (※) ・工作中、通勤・退勤途中の原因による病気やケガは、労災保険給付の対象となるため当組合へ申請することはできません(被扶養者の方が扶養範囲内でパートやアルバイトをしており、その業務が原因の場合も同様です)。
・交通事故、暴行・傷害など第三者の行為による場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。

申請期限

健康保険の給付を受ける権利は、受給する権利を取得した日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。消滅時効の起算日は、以下のとおりです。**時効を経過している場合、療養費を申請することはできません。**

種類	消滅時効の起算日
■療養費	〔医療機関で医療費を全額立替えた場合〕 治療の費用を支払った日の翌日 (柔道整復師の施術を受けたとき、それぞれの施術日の翌日) 〔他の保険者の資格で医療機関等を受診し、他の保険者に医療費を返還したことを理由に療養費を申請する場合〕 診療を受けた日の翌日